

## 通所介護事業所 デイサービスかじかの郷運営規程

### (目的)

第1条 デイサービスかじかの郷(以下「事業所」という)が実施する指定通所介護の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定める。

### (事業の目的及び方針)

第2条 要介護者である者に、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

- 2 事業所の職員は、在宅の要介護者に対して、日常生活の援助と訓練を行う。
- 3 居宅介護支援事業者その他保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスに努める。
- 4 宇波の素晴らしい自然と、地域ならではの昔ながらの伝統文化を生かし、地域の方々との交流を大切にしながら、楽しく充実した一日のお手伝いをさせていただきます。

### (名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(名 称) デイサービスかじかの郷

(所 在 地) 島根県安来市広瀬町宇波 484-2

### (事業所の職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所の職員の職種・員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 1人(生活相談員と兼務)  
(事業所・介護従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに指定通所介護を提供する)
- ② 生活相談員 6人(うち1人管理者と兼務)  
利用者・家族等との相談業務を行う。
- ③ 看護職員 2人(機能訓練指導員と兼務)  
利用者の健康管理等
- ④ 介護職員 10人  
利用者への介護を提供する。
- ⑤ 機能訓練指導員 2人(看護職員と兼務)  
利用者への身体的機能訓練を提供する。

### (営業日・サービス提供時間)

第5条 月曜日～日曜日

営 業 時 間 午前 8：30～午後5：30

サービス提供時間 午前 9：15～午後4：20

(指定通所介護の内容)

第 6 条 在宅の要介護者の特性に応じ心身機能の維持を図るとともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を目的とし、機能訓練等の目標やサービス内容を定めた通所介護計画に基づき行う。

- (ア) 介護業務・機能訓練指導・生活指導・健康状態チェック・入浴サービス
- (イ) 送迎サービス
- (ウ) 食事の提供

(利用料その他の費用の額)

第 7 条 事業所が提供する指定通所介護を利用した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 食事提供に要する費用は 600 円、その他の日常生活費はサービス提供の一環として実施するクラブ活動・行事のために調達し、提供することが適切であるもの(例：習字・お花等の材料費)について教養・娯楽に要する費用として徴収する。
- 3 通常の事業実施地域外の場合別途交通費は実費とする。通常の実施地域を越えた地点から 2 km 当たり 200 円とする。
- 4 介護保険以外のサービスについては、当事業所との私的契約に基づいて行うこととする。
- 5 当日利用者の心身の状況等から、やむを得ずサービス利用時間が短くなった場合においては、6 時間以上サービスを利用された際には原則通常の利用料金とする。又、5 時間未満の利用については短縮利用とし、2 時間未満についてはキャンセル扱いとする。

(利用者の定員)

第 8 条 利用者の定員は 1 日 20 人とする。

(実施地域)

第 9 条 通常の事業実施地域は、安来市とする。

(非常災害対策)

第 10 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 1 始業時・終業時には、自主的に点検を行う。
  - 2 防火管理者は、職員に対して防火教育・消火訓練を実施する。
- 2 サービスの提供に当たり、転倒防止対策として余計な物品放置をすることがない

よう徹底する。

3 サービス提供に当たり、事前に健康チェックとして血圧・脈拍等を測定することにより、当日の体調を確認すると共に、無理の無いサービス提供をする。

(緊急時における対策)

第11条 指定通所介護に従事するものは、サービス提供中に利用者が急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかに管理者に報告をするとともに、緊急時マニュアルに沿って、家族・主治医等にも連絡し、適切な措置を講ずる。

(留意事項)

第12条 職員は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

1 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

## 附 則

この運営規程は平成 20 年 1 月 1 日より施行する。  
この運営規程は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規程は平成 20 年 12 月 1 日より施行する。  
この運営規程は平成 21 年 2 月 1 日より施行する。  
この運営規程は平成 21 年 5 月 16 日より施行する。  
この運営規程は平成 21 年 10 月 1 日より施行する。  
この運営規程は平成 21 年 12 月 17 日より施行する。  
この運営規程は平成 22 年 4 月 15 日より施行する。  
この運営規程は平成 22 年 9 月 20 日より施行する。  
この運営規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規程は平成 23 年 5 月 16 日より施行する。  
この運営規程は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規程は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規程は平成 25 年 10 月 15 日より施行する。  
この運営規程は平成 26 年 2 月 1 日より施行する。  
この運営規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規程は平成 26 年 4 月 28 日より施行する。  
この運営規程は平成 26 年 11 月 16 日より施行する。  
この運営規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規程は平成 27 年 8 月 1 日より施行する。  
この運営規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規程は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規程は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規程は令和 1 年 5 月 1 日より施行する。  
この運営規程は令和 1 年 8 月 1 日より施行する。  
この運営規程は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規程は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規程は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。  
この運営規程は令和 5 年 10 月 1 日より施行する。  
この運営規程は令和 6 年 5 月 1 日より施行する。